

## ■ 令和6年度 浜松市グリーン調達方針

本調達方針は、浜松市環境物品等の調達及び環境配慮契約の推進に関する基本方針に基づき、これを推進するための必要な事項を定めるものである。

### 1 令和6年度 特定調達品目及び判断の基準

特定調達品目は、別紙「特定調達品目の分野及び品目一覧」のとおりとする。

判断の基準等はグリーン購入法に準ずるものとし、環境省の定める『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』及び『グリーン購入の調達者の手引き』を参照すること。

また、浜松市西部清掃工場で製造した溶融スラグについては、『溶融スラグの有効利用ガイドライン（浜松市）』に基づき、路盤材・再生骨材等としてグリーン購入の判断基準を満たしているものとする。

### 2 調達目標

令和6年度の目標対象品目及び調達目標を以下のとおりとする。

	分類	調査対象品目	実績値 (R4年度の平均値)	目標値*	目標の考え方
1	紙類	コピー用紙	99.1%	100%	
2	紙類	トイレットペーパー	93.4%	100%	調達総量が多く、グリーン購入調達率の更なる向上を目指すもの
3	文具類	ファイル	99.6%	100%	
4	文具類	事務用封筒（紙製）	85.1%	90%	
5	文具類	窓付き封筒（紙製）	48.4%	50%	
6	家電製品	電気冷蔵庫	79.5%	85%	環境への影響が長期にわたるため、契約・購入時に特に留意が必要なもの
7	自動車等	自動車	78.7%	80%	
8	ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	51.3%	55%	調達総量が多く、グリーン購入調達率の更なる向上を目指すもの

\*目標値は、昨年度調査結果をもとに算出

### 3 環境配慮契約の対応の方向

市が取り組む環境配慮契約についての対応の方向は、以下のとおりとする。また、以下に示す種類以外の契約についても、できる限り環境配慮契約の実施に努める。

#### （1）自動車の購入及び賃貸借に係る契約

自動車の購入及び賃貸借に係る契約を締結する際には、初期経費のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出や、燃料代等の維持費用についても適切に判断した上で、契約を締結することが必要である。自動車

購入等に係る契約の対応の方向は、以下のとおりとする。

- ア 自動車の調達にあたっては、使用実態、用途に応じた排気量・大きさ等を十分考慮の上、適切な排気量の自動車を選択する。
- イ 燃費・排出ガス基準を満たした自動車を調達するため、グリーン購入法に適合した車種であることを仕様書に記載する。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種が無い場合には、可能な限り燃費性能及び排出ガス性能のよい車種を想定した条件とする。

## (2) 産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際には、温室効果ガス等の排出削減及び、産業廃棄物の適正処理や、資源としての再生利用の促進等の実施に関する能力や実績等を考慮した事業者を選定することも必要である。このため、入札や見積合せの際の、指名業者の選定にあたっては、競争性を確保する中で、優良産業廃棄物処理業者認定制度※等を参考に、環境配慮や遵法性も考慮して行うものとする。

### ※優良産業廃棄物処理業者認定制度とは

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合するとして、都道府県・政令市が産業廃棄物処理業者を審査・認定する制度です。

実績と遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、財務体質の健全性、電子マニフェスト、の5項目により審査・認定されます。

#### 《参考》

「浜松市優良産業廃棄物処理業者一覧」

浜松市ホームページ>創業・産業・ビジネス>環境対策>産業廃棄物>産業廃棄物処理業者名簿

[https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai\\_meibo/index.html](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai_meibo/index.html)

「静岡県優良認定業者の一覧」

静岡県ホームページ>くらし・環境>リサイクル・廃棄物>産業廃棄物>産業廃棄物関係業許可>優良産廃処理業者認定制度

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049463/1017726.html>（外部サイトへのリンクがあります）

## ■ 浜松市環境物品等の調達及び環境配慮契約の推進に関する基本方針

令和2年3月24日改正

この基本方針は、市が環境負荷の低減に資する物品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達並びに温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約（以下、「環境配慮契約」という。）の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本的事項を定めるものである。また、当方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）第10条〔地方公共団体による環境物品等の調達の推進〕及び、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下、「環境配慮契約法」という。）第11条〔地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進〕に規定される方針として位置付けることとする。

なお、市がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

### 1 環境物品等の調達及び環境配慮契約の推進の意義

#### （1）環境物品等の調達

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしていることから、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能ななものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があり、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

この環境物品等への需要の転換を進めるための取り組みがグリーン購入である。グリーン購入は、これらの環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらす。また、グリーン購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組むことができ、調達者がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

#### （2）環境配慮契約の推進

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。地球温暖化の結果、異常気象の頻発や気候システムの急激な転換といった影響を起こすのみならず、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されている。

我々は、こうした課題の解決を図ることによって、地域社会の発展と繁栄を確保しなくてはならない。このため、あらゆる分野において、温室効果ガス等の排出の削減を図る必要がある。特に、契約の段階において、環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。浜松市は環境配慮契約

の推進により、その事務及び事業に関し温室効果ガス等の排出の抑制に確実に取組み、更なる削減に努めるものとする。

この基本方針に基づく環境物品等の調達及び環境配慮契約の推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条【環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進】、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条【再生品の使用の促進】、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）第4条【地方公共団体の責務】の趣旨に則るものである。

## 2 環境物品等の調達及び環境配慮契約の推進の基本的考え方

各課（課及びこれに準じるもの）は、以下の基本的考え方従い、物品等の調達及び契約を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

### （1）調達総量の抑制

環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう物品等の合理的使用に努めるものとし、グリーン購入法第11条【環境物品等の調達の推進に当たっての配慮】の規定を念頭に置き、環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各課は、調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷低減が着実に発揮されるよう努めるものとする。

### （2）物品調達時の視点

物品等の調達を行う際には、従来考慮されていた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点において十分考慮した上で購入することとする。

特にプラスチック製品については、プラスチックごみによる環境汚染が世界的に進行していることから、市を挙げて調達量の削減に取り組む。使い捨ての製品については積極的に代替素材への移行を検討し、可能な限り調達を行わないこととする。

### （3）物品等及び事業のライフサイクル全体に係る環境負荷の低減

環境負荷をできるだけ低減させる観点から、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等、多岐にわたる環境負荷項目をできるだけ包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等及び事業のライフサイクル全体に係る環境負荷の低減を考慮した調達・契約とする。

### （4）温室効果ガス等の排出削減

温室効果ガス等の排出の削減を図るため、出来る限り広範な分野において、契約に基づく事業及び契約に関する事務の実施に係る温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう、契約内容を確保するものとする。

### （5）必要性能・品質等の確保

物品等の調達に当たっては、事業ごとの特性、求められる品質、機能、性能、使用条件、適正価格等を別途確保した上で、より環境負荷の少ない物品等を選定することとする。

### （6）環境物品等及び環境配慮契約に関する情報の活用

環境物品等の調達及び環境配慮契約の推進にあたっては、エコマークなど各種環境ラベルや、製品の環境情報をまとめたデータベースなど、環境物品等に関する情報を十分活用することとする。また、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボンオフセット認証ラベル、カーボンプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷低減に配慮した調達・契約に努めることとする。

### 3 調達方針に関する事項

本方針に基づき、毎年度の調達方針を「浜松市グリーン調達方針」として作成し、以下の項目を定める。

- (1) 当該年度に、特に重点的に調達する品目（以下「特定調達品目」という。）
- (2) 特定調達品目における調達目標
- (3) 環境配慮契約の対応の方向

### 4 特定調達品目に関する事項

#### (1) 品目及び判断の基準

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

#### (2) 調達目標

特定調達品目における調達目標は、特に目標値の設定が効果的である品目について設定するものとする。

#### (3) 特定調達品目以外の物品等

各課においては、特定調達品目以外の物品等についても、その事務または事業の状況に応じて、できる限り幅広く調達するよう努めるものとする。また、一般に市販されている物品等のみならず、各課の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についてもその設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

### 5 環境配慮契約の種類

市が取り組む環境配慮契約の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約
- (2) 産業廃棄物の処理に係る契約

### 6 基本方針及び調達方針の適用範囲

市のすべての組織に適用し、全局的に推進する。